

平成31年度社会福祉法人 六三四 法人本部事業計画

1. はじめに

平成30年より高齢分野では地域包括ケアシステムがスタートしており、障がい分野でも同様に平成32年度末までに各地域において親なき後を見据えた「地域生活支援拠点」の整備を進めていかなければならない。地域福祉には課題が山積しており、官民一体で第五期障害福祉計画に基づき地域課題を緩和していく具体的な目標及び数値が示され今後、PDCAサイクルの視点によって分析、実行されていくところである。

社会福祉法人の設立後1年が経過しており、更なる既存事業体の存続意義をより一層明確にしていかなければならない。誰もが安心して地域生活の支援やきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等に向けて取り組むとともに、児童福祉法に基づく事業及び介護保険へ事業参入も見据えた上で連携強化・計画・検討・分析を重点目標として事業参入に向けた計画を履行していく。

2. 法人理念

社会福祉法人 六三四は、全ての障がいをお持ちの方々を対象とし、個々人の尊厳と自立の尊重を一般原則として、それぞれの障がい者の障害特性を考慮し取り組まれ、個々人が自立した社会の一員として前進した生活を営めるようサポートする他、個々人の自由を守り気持ちや意志を重んじプライバシーを尊重するとともに、すべてを温かく迎え明るい風土を大切に活動します。

事業目的： 障害者総合支援法に基づき、障がいを持つ方々が生活をする街で、家族や友人・近隣の人達とともに地域の一員として、日常生活及び社会生活を営むことができるよう自立・訓練・相談及びその支援をしていく場を確保する。

事業方針： 障害者総合支援法に基づき、利用者・入居者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動や生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に実施する。利用される方々の人間性を尊重して、目的を持って社会生活ができるように努める。そのため、地域生活を中心にした個別支援計画を作成した上で、個別支援計画に基づき支援する。

(1) 障害福祉サービス事業

- ① 生活リハビリセンター六三四 (生活介護事業)
- ② 生活リハビリセンター雅 (生活介護事業)
- ③ 青粋ケアホーム (共同生活援助事業) グループホーム
- ④ スカイサポートセンター (特定相談支援事業・障害児計画相談支援事業)

1 収益事業

- ① 不動産賃貸業 (賃貸物件・駐車場)

事業の充実

通所対象者(利用者)からのニーズ、家族からのニーズ実現や地域生活支援拠点等整備の一環として、新規共同生活援助の創設。また、地域包括ケアシステムの伴う共生型生活介護及び居宅介護支援事業所の創設も緊急的な検討課題として関係省庁と協議しながら事業計画を進めていく。

事業の拡大

《新規事業計画》

- ① 生活リハビリセンター絆 (生活介護事業) 2019年6月1日開所予定
- ② 短期入所事業お結び (短期入所事業) 2019年8月1日開所予定
- ③ グループホーム (共同生活援助事業) 2020年4月1日開所予定

生活介護事業	<ul style="list-style-type: none">・ 定員20名以下・ 常時介護を要する障害者に対して、昼間において排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産的活動の機会等を提供する
共同生活援助	<ul style="list-style-type: none">・ 定員4名以上・ 主に、夜間に共同生活を営む住宅において入浴・排せつ・食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡やその他日常生活上必要な支援を提供する
短期入所事業	<ul style="list-style-type: none">・ 定員2名以上・ 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする方に短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を提供する

特定計画相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談事業(障害児・者) ・ サービス利用計画書の作成 ・ アセスメント及びモニタリングの実施
------------	--

平成 31 年度 生活リハビリセンター六三四 事業計画

1. はじめに

日本全体で人口が減少している今、多世代が交流する社会の実現が求められている。様々な世代の人々が交流することで地域社会などが活性化していくことが大切になる。また「共生型ケア」という言葉もたびたび聞かれるようになり、子供の保育と高齢者や障がい者の介護がどちらも行える施設やサービスの普及が進んでいる。

生活リハビリセンター六三四では、平成 30 年度以降の新規利用者様は若年層・中年層の方が増えてきている。対症的に既存の利用者様は高齢化傾向にあるため、当施設には幅広い世代の方々が入籍されている。そのため、各年齢層に合わせた日中支援プログラムの構築を行うと共に、世代を超えて交流できる場、安心して生活できる場を提供していく必要がある。

当施設の専門的支援プログラムである理学療法、利用者様の在宅状況を視野に入れた家庭訪問等も継続し、家族も含めた包括的な支援を継続・実施していく。

現在取り組んでいる清掃活動等を通じて地域に貢献し、地域の方から必要とされる施設を目指していく。活動に参加が難しい利用者様には外出支援のジャンルを増やす等、地域に参加する機会を増やし地域社会との共生を目的とした参画支援に力を入れていく。

2. 事業概要

- (1).利用定員 20名 登録実人員 33名
- (2).職員数 14名 (常勤3名 非常勤11名)
- (3).医療職数 嘱託医1名 看護師4名 理学療法士1名
- (4).サービス提供時間 午前9時30分から午後17時00分

3. 事業内容

1. 目的

利用者の尊厳を尊重し、個々の意向,自主性に沿って各種作業リハビリ体操等を通し,地域社会に自立した生活が営めるよう支援する。

2. 作業種目及び内容

- イ 革工芸作品製作
- ロ リハビリ体操・趣味活動・清掃活動・外出支援

(工芸・絵画・将棋・カラオケ・散歩等)

ハ 理学療法士による機能訓練

(毎週月・水・木・金曜日)

二 言語聴覚士による(集団・個別訓練)言語訓練

4. 事業目標

- (1).革工芸以外の新しい創作活動を取り入れる(上半期に利用者様の意見、パートの意見の集約・下半期新創作活動の試験的な導入)
- (2).個々の特性にあった日中支援の実施
- (3).地域貢献・地域社会参加を目標とした活動の継続・強化(清掃活動利用者6~7名に対し職員2名配置 外出支援利用者様4名~5名に対し職員2名配置)
- (4).職員の支援能力の向上
- (5).身体拘束廃止委員会へ報告の義務付け

5. 事業課題

- (1).主な日中活動である革工芸以外の創作活動を利用者様の要望、パート職員の意見を傾聴し試験的に導入していく。
- (2).外出支援のジャンル分け等により利用者様に活動の選択の幅を広げる。
- (3).清掃活動に参加できる機会がない利用者様も積極的に外出する機会を設け地域社会との共生を目的として参画支援に力を入れていく。
- (4).職員の直接支援能力の向上を目的とした勉強会を開催し日々の支援への活用、障害特性の理解・支援能力を高める。(全体会議等での勉強会)

《職員研修予定》

7月 学習会(障害特性の理解 講師予定調整中)

9月 学習会(障害特性の理解 講師予定調整中)

1月 学習会(直接支援能力向上 講師予定調整中)

- (5).身体拘束廃止委員会での事例検討や・身体拘束マニュアルに沿った支援
身体障害に特化した生活リハビリセンター六三四利用者様の現状(身体介護が多い支援内容)を踏まえた上で平成24年10月1日施行の障害者虐待防止法と障害者総合支援法の趣旨に則り、すでに設置している身体拘束廃止委員会・職員全体会議にて事例検討や職員研修を実施し、職員の介護知識と支援意識の向上を目標としていく。

6. 防災計画

管理者の指揮のもとに、非常災害訓練を年2回実施する。

・総指揮者 管理者

- ・連絡担当 生活支援員
- ・救助担当 生活支援委員

7. <<活動内容>>

- 4月 お食事会・清掃活動・ドライブクラブ(カラオケクラブ・芸術クラブ)
- 5月 お食事会・清掃活動・ドライブクラブ(カラオケクラブ・芸術クラブ)
- 6月 お食事会・清掃活動・ドライブクラブ(カラオケクラブ・芸術クラブ)
- 7月 納涼会・清掃活動
- 8月 お食事会・清掃活動・ドライブクラブ(カラオケクラブ・芸術クラブ)
- 9月 お食事会・清掃活動・ドライブクラブ(カラオケクラブ・芸術クラブ)
- 10月 日帰り旅行・清掃活動
- 11月 お食事会・清掃活動・ドライブクラブ(カラオケクラブ・芸術クラブ)
- 12月 忘年会・清掃活動
- 1月 初詣・清掃活動・ドライブクラブ(カラオケクラブ・芸術クラブ)
- 2月 節分・清掃活動・ドライブクラブ(カラオケクラブ・芸術クラブ)
- 3月 花見・清掃活動

平成31年度 生活リハビリセンター雅 事業計画

1. はじめに

障害福祉制度、介護保険制度の改正に伴い、着々と地域共生社会への実現に向けた取り組みが行われている中、生活リハビリセンター雅として当事者や地域に対してどのような貢献が出来るのか改めて形作る一年としていきたい。当事者が住み慣れた街で地域社会の一員として生活できるよう取り組み推進していきたい。昨年度には、小平市内の小学校へ利用者様と共に複数回の地域交流の場に参加することにより、若年層の方々へ障がい理解啓発に繋がった。また利用者様の社会参加並びに自立支援を提供していくとともに、医療的なケアを見据えた支援が出来る施設として、地域の受け皿となれるよう事業を推進していく。

2. 事業概要

- ① 利用定員 20名 登録実人員 15名 (特別支援学校2名受け入れ)
- ② 職員数 9名 (常勤4名 非常勤5名)
- ③ 医療職数 嘱託医1名 看護師1名 理学療法士1名
- ④ サービス提供時間 午前9時30分から午後17時00分

3. 事業内容

- (1) 革工芸製品(レザークラフト)製作・歌のプログラム・リハビリ体操・発声練習

- ・身体を取り組み（所内歩行訓練含む）・園芸・習字・趣味活動（絵画・散歩等）・昆虫育成
- (2) 理学療法士による身体機能リハビリ訓練（毎週月・水・木）
- (3) 言語聴覚士による（集団・個別訓練）言語・嚥下訓練
- (4) 生活・健康・療養相談 医療・福祉・一般相談(随時)

4. 事業目標

- (1) 短期入所事業所との連携を密にすることにより、利用者様の短期入所利用時の日中活動を安定・維持出来るよう調整を行う。また連携出来る短期入所事業所が限られている為、働きかけを行い利用者様の身体活動量の低下防止へ取り組む。
- (2) 嚥下・咀嚼に課題がある為、食事の再調理が必要な利用者様が食事会等に参加できない状況である特に、外出機会が少ない利用者様に対して均等に機会を設けるようにするため、新たに散策プログラムを構築していく。しかし中には、外気によって体温が変動してしまう利用者様もいるため万全を期すよう計画をして、実施していく。
- (3) 新たに日中活動を計画する際には、利用者様に参加して頂き、自立支援の一環として利用の充実に繋がるよう支援を実施していく。
- (4) 身体拘束廃止委員会へ報告の義務付け。

5. 事業課題

- (1) 職員のスキルアップ
職種の観点からその時その場所で力が発揮できるよう育成を行っていく。外部研修として特別支援学校が開催する研修等に職員が参加し、利用者様の支援の充実に繋げる。不定期のため、特別支援学校との連絡を密にし、実施していく。
- (2) 地域での取り組み
関係事業所との連携により、療養介護事業等との垣根を超えた当事者の通所体験の場の確保に向けた取り組みを行う。
- (3) 特別支援学校との関係を密にし、医療的なケアを見据えた支援が出来る施設として卒業後の受け皿となれるよう事業を推進していく。
- (4) 身体拘束廃止委員会での事例検討や・身体拘束マニュアルに沿った支援
身体障害に特化した生活リハビリセンター雅の現状（身体介護が多い支援内容）を踏まえた上で平成 24 年 10 月 1 日施行の障害者虐待防止法と障害者総合支援法の趣旨に則り、すでに設置している身体拘束廃止委員会・職員全体会議にて事例検討や職員研修を実施し、職員の介護知識と支援意識の向上を目標としていく。

6. 防災計画

管理者の指揮のもとに、非常災害訓練を年2回実施する。

総指揮 管理者

連絡担当 生活支援員

救助担当 生活支援員

7. 年間行事

4月 食事会・散策支援

5月 食事会・散策支援

6月 食事会・散策支援

7月 納涼会・ミュージックセラピー発表会

8月 食事会・散策支援

9月 食事会・散策支援

10月 日帰り旅行

11月 食事会・散策支援

12月 忘年会

1月 初詣

2月 食事会・散策支援

3月 お花見

平成31年度 生活リハビリセンター絆 事業計画

1. はじめに

平成30年4月より社会福祉法人六三四に法人移管し、平成31年6月に生活リハビリセンター絆として、障害福祉サービス生活介護事業では3カ所目の事業所が開設される。身体の重度化や、精神症状の不安定な方等より個別ケアが必要な方の通所先として、運動など体を動かすプログラムを中心に実施していく、また特別支援学校を卒業後に教育と繋がる学び、楽しむ場の確保。働く場の提供を重点に体制整備を図りたい。また、なじみのある事業所に65歳以上も通所ができるよう共生型通所介護事業所の検討をし、行き場所がなくならないよう継続したサービスが受けられる体制整備を進める為介護保険事業の参入を計画的に実行していく。

2. 事業概要

- ①利用定員 20名 登録実人員16名（特別支援学校1名受け入れ）
- ②職員数 6名（常勤3名 非常勤3名）
- ③医療職数 嘱託医1名 看護師1名

④サービス提供時間 午前9時30分から午後17時00分

3. 事業内容

- ①革工芸製品(レザーグッズ)製作、他美術活動、教育活動、音楽活動、スポーツ活動等
- ②受注作業
- ③入浴、バイタルチェック、延長支援
- ④生活・健康・療養相談 医療・福祉・一般相談(随時)

4. 事業目標

- (1) 事業所としての体制整備とプログラム内容の安定化等整備をする。
- (2) アセスメントを強化し、家族支援や居住での生活状況について将来的に必要な支援を把握する。
- (3) 質、サービスの向上を目指し丁寧な支援を行う。
- (4) 身体拘束廃止委員会を設置し、適正に取り組みを実施する。

5. 事業課題

- (1) 通所利用者の安定の確保、プログラム内容の安定化
運動、音楽、教育、生産活動と多数のプログラムを実施し試す機会を多く持ち様な形で、アプローチをかけ活動の充実を図る。農業と福祉の連携した活動の基盤を作る。
- (2) 関係機関への連携、情報交換確保
特別支援学校卒業見込み者、実習生の把握を行い実習後の進路の動向もみて学校との関係構築を行う。また卒業後の生徒のフォロー支援の充実を学校側と協議し実施の取り組みを行う。
市役所、相談支援事業所、短期事業所との情報共有や交換の場の確保を強化していく。
関係事業所との連携をし、家庭状況をより把握を行い、3年後を見越した支援体制の充実を図る。
- (3) 質の向上
事業所内外での研修機会を計画的に実施し、法令順守や基本の習得を行い、より丁寧な支援を行う。
報告関係の周知、実施のリスク管理、マネジメントの徹底。
職員の役割分担を明確化し、責任をもち業務を遂行する。
- (4) 身体拘束防止委員会での事例検討や・身体拘束マニュアルに沿った支援
身体障害に特化した現状(身体介護が多い支援内容)を踏まえた上で平成24年10月1日施行の障害者虐待防止法と障害者総合支援法の趣旨に則り、身体拘束防止

委員会を設置、職員全体会議にて事例検討や職員研修を実施し、職員の介護知識と支援意識の向上を目標としていく。

6. 防災計画

管理者の指揮のもとに、非常災害訓練を年2回実施する。

総指揮 管理者

連絡担当 生活支援員

救助担当 生活支援員

7. 年間行事

6月

7月

8月 納涼会

9月

10月 アニマルセラピー

11月 長寿を祝うお食事会

12月 忘年会

1月 成人を祝うお食事会

2月 保育園交流

3月

平成31年度 六三四ホーム 事業計画

1. はじめに

六三四ホームは平成26年10月の開設より6年目を迎えている、開設当初より4名の方は入居を継続しているが、平成30年度は入居者様の健康状態の悪化や障害状態（ADL）の低下を実感してきており、健康保持・予防の課題に取り組む必要が考えられる。健康状態の把握をするためには、ご家族や関係機関との情報共有を行いつつ、現場の支援職員との情報共有や適切な指示が欠かすことができない。

現在は1ユニット4名の規模での事業運営を行っているが、地域でのグループホームのニーズは高く、次のグループホーム創設に向けて日々の活動を通じて「ノウ・ハウ」の蓄積に努め職員の支援能力や対応能力のスキルアップ、ボトムアップを行い「質の向上」を目指し、事業活動が重要であると考えている。平成30年度は運営主体として、念願であった社会福祉法人格を取得し、より地域への社会資源として、「六三四ホーム」の役目が必要となる。新規グループホームの開設計画を積極的に推進し地域の福祉ニーズに答えることが、入居者様、入居希望される方、ご家族を含め「互いに安心して目標・目的がある生活・支援」を提供できるよう目指していきたい。

2. 事業概要

- 1) 施設名 六三四ホーム（ユニット：青粋ケアホーム）
- 2) 事業種別 共同生活援助（介護サービス包括型）
- 3) 所在地 東京都小平市仲町357番地6
- 4) 運営主体 社会福祉法人 六三四
- 5) 利用定員 4名（青粋ケアホーム4名）
- 6) 利用現員 4名（青粋ケアホーム4名）
- 7) 法人認可年月日 平成30年2月20日
- 8) 事業開始年月日 平成30年4月 1日
- 9) 職 員 管理者 1名
サービス管理責任者1名（兼務：常勤換算0.5）
世話人 7名（常勤換算2.2）
生活支援員 2名（常勤換算1.0）
嘱託医 1名
3. 基本理念 健康で安心した生活
互いの尊厳を尊重する
人の意思を重んじすべてを温かく迎える風土
4. 基本方針 1) 安定した日常生活の保障
2) 入居者様の特性・状態に応じた公正な支援
3) 入居者様・ご家族の相談支援
4) 入居者様の将来に向けた支援
5. 事業内容 1) 居室の提供
2) 食事の提供
3) 洗濯、掃除等の生活支援
4) 健康相談・助言（健康状態の把握）
5) 日中活動先や関係機関との連絡、調整
6) 入浴等生活行為の支援
7) その他日常生活に必要な支援
8) 理学療法士による日常動作等の訓練・助言
6. 日 課 5時30分～ 7時00分 起床
7時00分～ 8時00分 朝食
8時30分～ 9時15分 日中活動事業所への通所
16時00分～16時30分 帰宅
16時30分～18時00分 入浴
18時00分～20時00分 夕食
20時00分～21時00分 就寝
7. 重点課題・目標
- 1) 活動
(1) 入居者様の健康保持と生活の質の向上

ご家族、関係機関、ホーム職員で入居者様の情報を共有し、入居者様の健康状態を把握し生活の質の向上に向けて支援できるよう取り組む。

① ご家族・関係機関との連携・情報共有

- ・ご家族及び医療機関等と必要に応じて電話連絡・メールまたは連絡ノートにて情報を共有する。
- ・日中活動先、自立生活支援センターひびき、生活リハビリセンター六三四、スカイサポートセンター等との連絡を密にし生活全般の支援の連携を図る。

② 職員間の連携・情報共有

- ・隔月1回の職員全体会議におけるケース検討・ヒヤリハット検討に全職員の主体的な参加・意見交換を促す。
- ・ケース記録、業務日誌、業務引き継ぎノート、温度板（バイタル・食事量・摂取水分量）の記入と確認・引き継ぎの徹底を行う。

(2) 入居者様の健康状態の悪化に備えたホームでの支援・対応機能の拡充

将来的に予想される入居者様の健康状態悪化に伴うホームでの対応能力向上のため職員の介助技術や知識向上のための各種研修を内部・外部で段階的に実施し、ホームでの入居者様への支援能力のボトムアップを図る。

(3) 身体拘束廃止委員会での事例検討や・抑制防止マニュアルに沿った支援

身体障害に特化した六三四ホーム入居者様の現状（身体介護が多い支援内容）を踏まえた上で平成24年10月1日施行の障害者虐待防止法と障害者総合支援法の趣旨に則り、すでに設置している身体拘束廃止委員会・職員全体会議にて事例検討や職員研修を実施し、職員の介護知識と支援意識の向上を目標としていく。

(4) 新規グループホームの開設に向けて。

平成32年度中の開設に向けて職員体制と準備を進める

- ① 新規グループホーム勤務予定職員の選抜並びに新人育成、職員採用計画の検討。
- ② 2ユニット間での柔軟な職員配置と支援体制構築を検討する。
- ③ 六三四ホームとショートステイ（お結び）の連携した入居者様・利用者様の支援体制を検討する。

2) 人材の育成

(1) コーディネイトできる職員の育成ー目標2名

- ・職員の業務スキルを把握し、個々の能力に応じた助言、指導を行う力をつける。
- ・課題を発見し、具体的な改善策を提案・実行できる能力を身に着ける。
- ・多角的な視点を持ち適切に判断し指示を出せる能力を身に着ける。
- ・給付費及び予算の知識を身に着け実践できる能力。
- ・経理全般の知識を身に着け、確実な出納業務を行う能力を身に着ける。
- ・地域の社会資源の状況を把握でき、入居者・ご家族の相談を受けられる知識を持つ。

3) 世話人・生活支援員の採用・教育を強化する。

(1) 職員間の情報共有を徹底し、一貫性のある支援を行う。

- ・ケース記録、業務引き継ぎノート、温度板（バイタル・食事量・水分摂取量）の記入確認・引き継ぎの徹底を行う。

- (2) 事故防止を徹底する
 - ・各種マニュアルや定められた支援方法を遵守し転倒、転落、誤薬事故等を防止する。
- 4) その他
 - (1) 市内のグループホームとの連携
 - ・グループホーム・ケアホームネットワーク小平の会にて、事業運営や入居者支援に関することについて情報交換を行う。共通の課題について検討し、地域のグループホーム全体の質の向上を図る。
- 5) バックアップ施設による支援
 - ・ホーム職員の急な理由により支援者が一時的に不足した際は、グループホーム管理者からの要請によりバックアップ施設の職員が一時的に入居者への支援を行う。
- 6) 夜間・休日等緊急時の対応
 - ・夜間・休日等の状況下で緊急的に支援が必要になった場合は、ホーム職員・バックアップ施設職員により支援体制の確保を行う。
- 7) 環境の整備
 - ・施設内外の清掃・美化・衛生に努め、居室の整理整頓を行い危険防止に努める。
- 8) 健康管理
 - ・健康診断や、それぞれの入居者様のかかりつけ医の受診結果等を基に健康状態の把握に努め、ご家族、日中活動先、医療機関等との連携を密にし健康状態の把握、疾病の予防に努める。
- 9) 防災計画
 - ・管理者の指揮の基に、防災訓練を実施する。

災害時総指揮官	管理者
災害時連絡担当	世話人
避難誘導・救助担当	世話人

平成31年度 短期入所事業お結び 事業計画

1. はじめに

法人として初めてとなる短期入所事業所を開設する。以前から親の高齢化や利用者の重度化による介護の負担の軽減ができる場所や、緊急時の受け入れる場所の確保が必要不可欠であった。また法人が掲げる個々の尊厳と家族を含めた包括的支援の実施に向けて、短期入所事業の創設により体制が充実する。

地域において必要な機関として位置づけられ、家族のレスパイトだけではなく、体験の場でもあること。緊急時に本人、家族が安心して利用ができるように必要な人員の確保等整備を進める。また上半期は平日開所、下半期は全日開所をしていく方向である。

2. 事業概要

- ①利用定員 2名
- ②職員数 9名（内常勤換算 管理者1名 非常勤8名）
- ③医療職数 嘱託医1名

- ④サービス提供時間 平日 16：30～9：00 日中(土日)9：00～16：30
- ⑤上半期は平日開所、下半期は全日開所

3. 事業内容

- ①入浴、排泄、食事、着替え、移動などの介助
- ②生活・健康・医療相談 医療・福祉・一般相談（随時）
- ③その他必要な支援

4. 事業目標

- (1) 地域で生活されている方の多様化と緊急性に対応し地域のニーズに対応していく
- (2) 利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を継続できるように、利用者の心身機能の維持・向上ならびに介護を行う家族等の身体的および精神的負担の軽減を図る。
- (3) 個々を尊重し、心身の状況をよく理解し支援を行うように努める。
- (4) 身体拘束防止委員会での事例検討や・身体拘束マニュアルに沿った支援

5. 事業課題

- (1) 体験利用の親元からの自立を図る場の提供機会の実施
不安や緊張感をもつ方も多く、環境の変化により心身に不調をきたすこともあることから、心身の状態に注意をし、安心して利用していただく。
- (2) 緊急時支援
通所利用者の再アセスメントを実施し、緊急的対応が想定される方を把握、体験利用など促していく。緊急時には、より対応の機能が求められることから日頃から想定しグループホームから応援等体制の強化を図る。
- (3) 相談
通所事業所と相談支援事業所、行政機関が協力して行うことにより利用時の安全や安定の確保ができるため、日頃から家族や関係機関との関係性の構築をし、必要な調整を図る。
- (4) 身体拘束防止委員会での事例検討や・身体拘束マニュアルに沿った支援
身体障害に特化した現状（身体介護が多い支援内容）を踏まえた上で平成24年10月1日施行の障害者虐待防止法と障害者総合支援法の趣旨に則り、身体拘束防止委員会を設置、職員全体会議にて事例検討や職員研修を実施し、職員の介護知識と支援意識の向上を目標としていく。

6. 防災計画

管理者の指揮のもとに、非常災害訓練を年2回実施する。

総指揮者： 管理者
連絡担当： 生活支援員
救助担当： 生活支援員

7. 会議、研修会の年間予定

8月 全体会議
10月 全体会議
12月 全体会議
2月 全体会議
他必要な研修等参加

平成31年度スカイサポートセンター特定相談支援、障害児相談支援事業計画書

1. はじめに

相談支援事業スカイサポートセンターが開始され6年目を迎える。件数は着実に増えているが、充実した支援ができていない現状がある。

31年度からは、基本報酬が減額となり加算取得が必須となり、きめ細かいサービスの実施が求められる。

また今年度は、法人内で短期入所事業が開始され、利用者の体験の場や緊急時の受け入れが可能となることから、より相談支援専門員のコーディネート力が求められる。

地域に住まわれている障がい児者が、日常生活を送る上で障害福祉サービスを適切に、必要なサービスが利用できるよう相談、助言を行い障害者総合支援法に基づく計画相談支援サービスを適切に提供していく。

2. 事業概要

- ①特定相談支援事業所 42名
小平市 31名 小平市外 11名
②障害児相談支援事業所 10名
小平市 10名 小平市外 0名

今年度目標

- ①特定相談支援事業所 50名
②障害児相談支援事業所 15名

3. 指定相談支援事業の内容

①指定特定相談支援事業

○計画相談支援

- ・サービス利用支援：障害福祉サービスを利用する方に対して、サービス等利用計画の

作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。

・継続サービス利用支援：定期的に利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

○基本相談支援：全ての障害児者等に対し、基本的な相談・支援を行う。

②障害児相談支援事業

○障害児相談支援

・障害児支援利用援助：障害児通所支援を利用する方に対して、障害児支援利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整を行う。

・継続サービス利用支援：定期的に利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行う。

○基本相談支援：全ての障害児者等に対し、基本的な相談・支援を行う。

4. 事業目標

- (1) 緊急時や体験の場の確保
- (2) 質の向上
- (3) 関係機関との連携強化

5. 重点目標

- (1) 地域生活支援拠点の体制や自立支援協議会の地域生活支援拠点事業の動向の把握に努める。
 - ・緊急時の相談支援体制、受入れ調整など担えるよう短期入所との業務体制の確立を図る。
 - ・体験の場への確保。将来的に支援が必要となる方など通所先や関係機関と調整し、優先的に利用を促していく。
- (2) 相談機能向上を目標に、研修への参加
自宅訪問や担当者会議、モニタリング等を的確に実施する。全加算要件のクリアを目標に取り組む。
- (3) 介護保険事業との連携強化
相談支援機能と居宅介護支援事業との業務連携の体制強化をしていく。

6. 平成31年度行事・会議・研修計画

個別支援会議 3月・9月

相談支援担当者会議 随時

事例検討共有会議

他 都道府県が実施する研修会への参加

平成31年度社会福祉法人 六三四 収益事業 事業計画

1. はじめに

社会福祉法人六三四は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、その収益を社会福祉事業の経営に充てることを目的とする事業（収益事業）を実施することができる。収益事業に関する会計は、社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理する必要がある。継続して法人の所有する不動産を活用し貸ビル・駐車場の経営（不動産賃貸業）を行う。不動産賃貸業の安定した収益確保のため、今後想定される設備修繕と建物老朽化に伴う改築のため、収入額の5%～10%修繕費用の積立を行う。

2. 不動産賃貸業

契約の締結

- ① 契約法人 医療財団法人暁
- ② 契約期間 50年間の建物賃貸借契約
平成30年4月1日より平成80年3月31日まで
- ③ 賃借場所 社会福祉法人六三四 小平市仲町364番地1 敷地内
- ④ 契約料金 賃貸物件 70,000円/月額
駐 車 場 35,000円/月額

3. 修繕積立金

- ① 積立金額 10,000円/月額
- ② 積立期間 平成31年4月1日より平成49年3月31日まで
建物対応年数 24年（平成25年建物取得）
- ③ 積立拠点 不動産賃貸業

4. 課題

今後、福祉的就労や一般就労支援の一環として収益事業部門でも新たな収入源の確立は急務である。例として、ラーメン屋・流しそうめん屋・カフェを研究テーマとして計画的に実施していく。プロジェクトチーム責任者：事務次長 阪田 晴吾

平成31年度 採用・育成 事業計画(案)

1. はじめに

介護の現場が人手不足な現状で、国は現在も資格制度の見直しや外国人労働者を増やすなどさまざまな人材確保策を行っているが、それでも人材不足を補う目途はたっていない現状。また人材の育成についても介護の現場では離職率が高い現状の中、採用担当として、より良い人材の確保及びより良い人材に長期間働いてもらえるよう計画を遂行していく。

2.平成 31 年度採用計画

- ・新しい求人媒体の発掘
最新の求人媒体などいち早く情報収集にあたっていく。
- ・複数媒体の比較・洗い出し作業
過去実績・担当者の意気込み等

3.平成 31 年度育成計画

- ・スキルアップの促し
 - ① 職員の質の向上を図るため、資格取得や介護職員初任者研修・実務者研修等の受講を促す。
 - ② 人事評価にもとづいて適宜評価。
- ・指導役の職員の育成
 - ① 現在取り組んでいるマニュアルを使い組織内で自らの使命と役割を理解し、行動を起こす職員を育成する。
- ・離職率低下の為
 - ① 福利厚生の実施予定（ヨガ・歓迎会・旅行）